

国家公務員中途採用者選考試験の概要

行政(一) 1級の係員等を採用するための試験

平成23年度において、国家公務員中途採用者選考試験を以下のとおり実施します。

▶ 受験資格 ◀ 昭和46年4月2日～昭和57年4月1日生まれの者(学歴・職歴は問いません。)

▶ 採用予定数 ◀ 全区分合計で40名程度
(詳細については、5月9日(月)から配布する受験案内を参照してください。)

▶ 採用予定日 ◀ 採用はおおむね平成24年4月1日になります。

▶ 受付期間 ◀ 平成23年6月21日(火) ～ 28日(火)

▶ 試験日程・試験種目 ◀

試験日程	日程 A	日程 B	日程 C
試験の区分	行政事務	機械、土木、林業	皇宮護衛官、刑務官、 入国警備官
1次選考 (人事院が実施)	平成23年9月4日(日)		
	教養試験(多枝選択式) 適性試験(多枝選択式) 作文試験	教養試験(多枝選択式) 専門試験(多枝選択式)	教養試験(多枝選択式) 作文試験
1次選考通過者発表	平成23年10月6日(木)	平成23年10月26日(水)	平成23年10月6日(木)
2次選考 (人事院が実施)	平成23年10月中旬 人物試験(集団面接)		
2次選考通過者発表	平成23年11月4日(金)		
最終選考 (各府省が実施)	平成23年11月中下旬 採用面接	平成23年11月上旬から 採用面接	平成23年10月中旬 身体検査、身体測定 体力検査、採用面接
合格者発表	平成23年12月2日(金)		

※ 1次選考の試験問題は、高等学校卒業程度のレベルの問題が出題されます。

※ 最終選考における採用面接等は、採用予定府省が実施します。なお、防衛省では区分にかかわらず身体検査が実施されます。

▶ 試験の区分等 ◀

※ 申し込むことができる「試験の区分」は一つに限ります。

試験の区分	仕事の種類
行政事務	国の官署における一般の行政事務
機械	地方運輸局などにおける自動車の検査、整備事業の発達、改善等の技術的業務
土木	地方整備局などにおける港湾、空港などの調査・計画・施工・管理等の技術的業務
林業	森林管理局などにおける森林の保護・管理、造林等の森林施業等の技術的業務
皇宮護衛官	天皇皇后両陛下・皇族各殿下の護衛業務と皇居・御所等の警備業務
刑務官 ・刑務A(男子) ・刑務B(女子)	刑務所、拘置所などにおける被収容者に対する日常生活の指導、職業訓練指導、悩みごとに対する指導及び保安警備等の業務(刑務Bの場合は、主として女子収容施設に配置されます。)
入国警備官	入国者収容所及び各地方入国管理局などにおける不法滞在者の摘発、被収容者の処遇、送還等の業務

※ 職場に配属された後は、管理・監督者の指導・指示を受け、係員としての定型的な業務から経験していくことになります。

この試験を受けられない者

- (1) 日本の国籍を有しない者 (※)
 - (2) 国家公務員法 (又は自衛隊法) 第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - 成年被後見人、被保佐人 (準禁治産者を含む。)
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 日本国籍を有する者であっても外国の国籍を有する者は、外務公務員になることができません。

▶給与◀

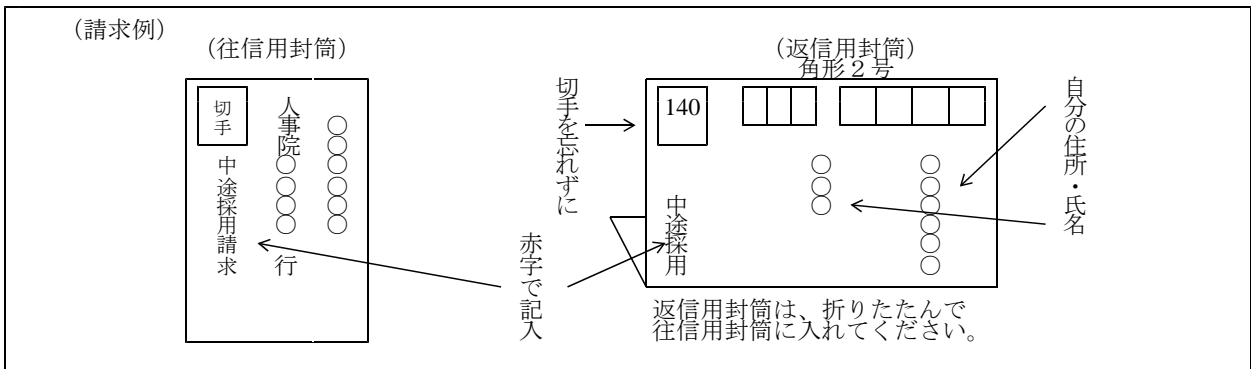
- 1 採用当初の給与は、採用前の経歴により異なりますが、例えば、高等学校卒業後、30歳で採用された場合 (行政職俸給表 (一) 1 級) であれば、15.5 万円～21 万円程度となります。 (平成 23 年 4 月 1 日時点)
 - 2 上記のほか次のような諸手当が支給されます。
 - 扶養手当 …… 扶養親族のある者に、配偶者につき月額 13,000 円、子 1 人につき 6,500 円等
 - 地域手当 …… 民間賃金水準の高い地域に勤務する者等に、最高で俸給等の 18 % (東京都特別区)
 - 住居手当 …… 借家 (賃貸のアパート等) に住んでいる者等に、月額最高 27,000 円
 - 通勤手当 …… 交通機関を利用している者等に、1 箇所あたり最高 55,000 円
 - 期末手当・勤勉手当 (いわゆるボーナス) …… 1 年間に俸給等の約 3.95 月分
- (参考) 上記 1 の例で、扶養親族が配偶者及び子 1 人の場合の月収額は、地域手当が支給されない地域に勤務する場合で約 17.5 万円～22.5 万円程度、東京都特別区の本府省に勤務する場合で約 21 万円～27 万円程度、年収額は、地域手当が支給されない地域に勤務する場合で約 270 万円～360 万円程度、東京都特別区の本府省に勤務する場合で約 330 万円～430 万円程度 (いずれも、税込み、通勤手当は別途支給)

▶勤務時間・休暇◀

1 週 38 時間 45 分勤務、週休 2 日制
 休暇には、年 20 日の年次休暇 (4 月 1 日採用の場合、採用の年は 15 日。残日数は 20 日を限度として翌年に繰越し) のほか、病気休暇、特別休暇 (夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等)、介護休暇があります。

▶受験案内等の請求先◀ (受験案内及び申込用紙は 5 月 9 日 (月) から配布します。)

この試験の受験案内と申込用紙は、5 月 9 日以降、下記の受験案内等請求先に請求してください。
 請求には、「140 円の切手を貼った宛先明記の返信用封筒 (角形 2 号・A 4 判)」を同封してください。



受験案内等請求先	所在地	電話番号
人事院北海道事務局	〒 060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目	電話 (011) 241-1248 FAX (011) 281-5759
人事院東北事務局	〒 980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23	電話 (022) 221-2022 FAX (022) 267-5315
人事院関東事務局	〒 330-9712 さいたま市中央区新都心 1-1	電話 (048) 740-2006～8 FAX (048) 601-1021
人事院中部事務局	〒 460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1	電話 (052) 961-6838 FAX (052) 961-0069
人事院近畿事務局	〒 553-8513 大阪市福島区福島 1-1-60	電話 (06) 4796-2191 FAX (06) 4796-2188
人事院中国事務局	〒 730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30	電話 (082) 228-1183 FAX (082) 211-0548
人事院四国事務局	〒 760-0068 高松市松島町 1-17-33	電話 (087) 831-4765 FAX (087) 831-5315
人事院九州事務局	〒 812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1	電話 (092) 431-7733 FAX (092) 475-0565
人事院沖縄事務所	〒 900-0022 那覇市樋川 1-15-15	電話 (098) 834-8400 FAX (098) 854-0209

▶この試験の問合せ先等◀

人事院人材局試験課 〒 100-8913 千代田区霞が関 1-2-3 電話 (03) 3581-5311 内 2333
 (03) 3581-5326 (直通)
 FAX (03) 3581-2795

この試験に関する詳細情報は、人事院ホームページ {<http://www.jinji.go.jp/tyutosaiyou/tyutosaiyou.htm>} でも順次掲載していきます。